

# バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

## <定量的な開示事項>

### ○第2条第3項第1号(自己資本の構成に関する次に掲げる事項)

#### イ. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

- (1) 資本金及び資本剰余金
- (2) 利益剰余金
- (3) 自己資本比率告示第十七条第二項又は第四十条第二項に定めるステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
- (4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しない資本調達額
- (5) 自己資本比率告示第十七条第一項第一号から第四号まで又は第四十条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額
- (6) 自己資本比率告示第十七条第一項第五号又は第四十条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額
- (7) 自己資本比率告示第十七条第八項又は第四十条第七項の規定により基本的項目から控除した額

#### ロ. 自己資本比率告示第十八条又は第四十一条に定める補完的項目の額及び同告示第十九条又は第四十二条に定める準補完的項目の額の合計額

#### ハ. 自己資本比率告示第二十条又は第四十三条に定める控除項目の額

### 二. 自己資本の額

#### 単体自己資本の構成

[単位：百万円]

項目	平成22年9月期	平成23年9月期
資本金	22,725	22,725
資本準備金	17,623	17,623
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	9,535	9,535
その他利益剰余金	54,057	57,964
自己株式	△2,194	△2,683
社外流出予定額	△675	△670
新株予約権	43	105
基本的項目 (A)	101,115	104,601
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,179	1,179
一般貸倒引当金	4,559	4,098
負債性調達手段	—	—
補完的項目 (B)	5,739	5,277
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	106,854	109,878
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,542	2,042
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	—	—
控除項目計 (D)	1,542	2,042
自己資本額 (E) = (C) - (D)	105,311	107,835
資産(オン・バランス)項目	757,487	776,502
オフ・バランス取引等項目	10,206	8,899
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	54,868	53,876
リスク・アセット額 (F)	822,562	839,278
自己資本比率(国内基準) (E)/(F)	12.80%	12.84%
参考：Tier1比率(国内基準) (A)/(F)	12.29%	12.46%

### ○第2条第3項第2号(自己資本の充実度に関する次に掲げる事項)

#### イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((iii)及び(iv)について、預金者等が銀行のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)(i)事業法人等向けエクスポージャー (ii)居住用不動産向けエクスポージャー (iii)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (iv)その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー

資産(オン・バランス)項目

[単位:百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公営企業等金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	53	59
10. 地方三公社向け	45	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	229	318
12. 法人等向け	12,642	12,485
13. 中小企業等向け及び個人向け	8,146	8,697
14. 抵当権付住宅ローン	2,198	2,265
15. 不動産取得等事業向け	4,936	5,109
16. 三月以上延滞等	158	144
17. 取立未済手形	2	0
18. 信用保証協会等による保証付	121	118
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
20. 出資等	803	849
21. 上記以外	950	1,009
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	11	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	30,299	31,060

オフ・バランス取引等項目

[単位:百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	2	3
4. 特定の取引に係る偶発債務	67	69
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	—	—
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	335	279
(うち借入金保証)	335	279
(うち有価証券保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	2	3
カレント・エクスポージャー方式	2	3
派生商品取引	2	3
外為関連取引	2	3
金利関連取引	—	—
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	408	355

当行は標準的手法採用行であるため、前記(2)は該当ございません。

- ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額  
 (1)マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳(i)簡易手法が適用される株式等エクスポージャー(ii)内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー  
 (2)PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー  
 当行は標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第四条において同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額  
 当行は標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及び銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額  
 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとの所要自己資本の額)  
 (2)内部モデル方式  
 当行は、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしているため、該当ございません。

- ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額  
 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

	[単位：百万円]	
	平成22年9月期	平成23年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額合計	2,194	2,155
うち基礎的手法	2,194	2,155
うち粗利益配分手法	-	-
うち先進的計測手法	-	-

- ヘ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率(自己資本比率告示第十四条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第三十七条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。)

単体自己資本比率及び単体基本的項目比率		[単位：%]	
	平成22年9月期	平成23年9月期	
単体自己資本比率(国内基準)	12.80	12.84	
単体基本的項目比率(国内基準)	12.29	12.46	

- ト. 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第十四条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第三十七条)の算式の分母に八パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては四パーセント)を乗じた額をいう。)

単体総所要自己資本額		[単位：百万円]	
	平成22年9月期	平成23年9月期	
	所要自己資本の額	所要自己資本の額	
単体総所要自己資本額(国内基準)	32,902	33,571	

※平成22年9月期所要自己資本額=(リスク・アセット総額)822,562百万円×4%=32,902百万円  
 ※平成23年9月期所要自己資本額=(リスク・アセット総額)839,278百万円×4%=33,571百万円

○第2条第3項第3号

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

- ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

- ハ. 3か月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) [単位: 百万円]

平成22年9月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	1,952,272	1,349,418	381,476	59	5,571
国外計	16,690	—	14,942	38	—
地域別合計	1,968,963	1,349,418	396,419	98	5,571
製造業	49,024	42,230	150	42	300
農業、林業	1,173	1,173	—	—	1
漁業	666	666	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,592	2,545	—	—	48
建設業	57,034	56,903	—	4	407
電気・ガス・熱供給・水道業	11,105	8,644	—	—	—
情報通信業	12,980	12,373	—	—	3
運輸業、郵便業	19,267	18,097	—	9	526
卸売業、小売業	149,621	148,367	—	2	866
金融業、保険業	184,736	21,547	14,430	38	—
不動産業、物品賃貸業	176,135	172,001	2,490	—	748
各種サービス業	148,867	148,399	—	—	578
国・地方公共団体	532,060	154,210	377,850	—	—
個人	562,258	562,258	—	—	2,090
その他	61,437	—	1,497	—	—
業種別合計	1,968,963	1,349,418	396,419	98	5,571
1年以下	557,079	308,098	103,620	98	895
5年以下	301,770	188,565	112,564	—	908
10年以下	314,331	229,657	84,488	—	1,307
10年超	718,993	623,097	95,745	—	2,460
期間の定めのないもの	76,787	—	—	—	—
残存期間別合計	1,968,963	1,349,418	396,419	98	5,571

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は2,758百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) [単位: 百万円]

平成23年9月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	2,077,406	1,396,101	470,816	167	5,536
国外計	15,410	—	14,442	43	—
地域別合計	2,092,816	1,396,101	485,258	211	5,536
製造業	48,554	42,122	650	33	118
農業、林業	671	671	—	—	3
漁業	562	562	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3,156	3,156	—	—	34
建設業	54,067	53,903	—	1	1,277
電気・ガス・熱供給・水道業	12,498	10,040	—	—	—
情報通信業	12,820	12,044	—	—	189
運輸業、郵便業	19,248	17,883	—	27	508
卸売業、小売業	142,251	140,519	—	1	406
金融業、保険業	182,702	26,395	18,915	147	—
不動産業、物品賃貸業	191,986	188,641	1,003	—	788
各種サービス業	136,574	136,132	—	—	566
国・地方公共団体	619,693	155,004	464,688	—	—
個人	609,023	609,023	—	—	1,642
その他	59,006	—	—	—	—
業種別合計	2,092,816	1,396,101	485,258	211	5,536
1年以下	583,265	324,681	124,411	211	1,688
5年以下	378,847	181,676	196,340	—	957
10年以下	369,336	220,673	148,367	—	1,298
10年超	685,359	669,069	16,139	—	1,592
期間の定めのないもの	76,008	—	—	—	—
残存期間別合計	2,092,816	1,396,101	485,258	211	5,536

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は5,154百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

二、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額 [単位：百万円]

	平成22年9月期				平成23年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	4,794	400	635	4,559	4,568	313	783	4,098
個別貸倒引当金	4,372	1,348	1,504	4,216	4,924	897	691	5,130
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,166	1,749	2,139	8,775	9,492	1,211	1,474	9,228

一般貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別) [単位：百万円]

	平成22年9月期				平成23年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	4,794	400	635	4,559	4,568	313	783	4,098
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	4,794	400	635	4,559	4,568	313	783	4,098
製造業	439	24	47	416	419	16	79	356
農業、林業	1	0	0	1	0	1	0	2
漁業	53	0	0	52	52	0	1	51
鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	0	6	4	2	3	3
建設業	1,221	49	94	1,176	1,247	47	149	1,145
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0	1	1	0	0	1
情報通信業	91	3	6	89	97	2	17	82
運輸業、郵便業	43	7	15	35	37	5	17	24
卸売業、小売業	546	91	135	501	497	52	143	405
金融業、保険業	19	2	15	7	7	0	1	6
不動産業、物品賃貸業	646	53	91	608	619	36	107	549
各種サービス業	1,256	53	88	1,222	1,162	46	112	1,096
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	466	112	138	439	418	101	149	371
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	4,794	400	635	4,559	4,568	313	783	4,098

個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別) [単位：百万円]

	平成22年9月期				平成23年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	4,372	1,348	1,504	4,216	4,924	897	691	5,130
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	4,372	1,348	1,504	4,216	4,924	897	691	5,130
製造業	281	221	158	344	677	88	28	736
農業、林業	8	2	2	8	5	0	1	4
漁業	14	6	2	18	11	0	0	11
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	573	543	328	788	1,585	237	229	1,593
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3	0	3	0	4	27	-	31
運輸業、郵便業	204	86	26	265	257	1	1	256
卸売業、小売業	1,174	224	589	808	561	157	105	612
金融業、保険業	-	-	-	-	-	51	-	51
不動産業、物品賃貸業	746	16	110	651	695	64	41	719
各種サービス業	768	115	140	742	591	157	179	569
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	597	132	141	587	534	110	103	542
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	4,372	1,348	1,504	4,216	4,924	897	691	5,130

ホ. 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額  
貸出金償却額の内訳(業種別)

[単位: 百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
製造業	—	—
農業、林業	—	1
漁業	2	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	47	155
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	31	—
卸売業、小売業	584	50
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	15	3
各種サービス業	34	49
国・地方公共団体	—	—
個人	63	96
その他	—	—
業種別計	779	357

ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第二十条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)又は第四十三条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

[単位: 百万円]

	平成22年9月期			平成23年9月期		
	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし
0%	603,125	33,421	569,704	630,055	23,230	606,824
10%	10,515	4,945	5,570	22,425	10,960	11,464
20%	144,720	138,788	5,932	45,082	41,966	3,116
30%	1,946	1,946	—	—	—	—
35%	157,068	—	157,068	161,878	—	161,878
40%	400	400	—	1,115	1,115	—
50%	12,664	11,331	1,333	12,448	10,527	1,921
70%	—	—	—	301	301	0
75%	414,963	—	414,963	459,146	—	459,146
100%	516,371	18,331	498,039	521,451	17,540	503,911
120%	—	—	—	598	403	195
150%	2,212	—	2,212	2,011	—	2,011
350%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	1,863,989	209,165	1,654,824	1,856,515	106,044	1,750,470

\*国債及び日本銀行向けエクスポージャーは格付なしに計上しています。

\*デリバティブは与信相当額を計上しています。

\*参加利益を購入したローン・パーティシペーションについては、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトの区分に計上しています。

ト. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比  
当行は、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

○第2条第3項第4号(信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項)

イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

- (1)適格金融資産担保  
(2)適格資産担保(基礎的内部格付手法採用行に限る。)

ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

[単位: 百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー
現金及び自行預金	26,801	35,583
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	26,801	35,583
適格保証	86,773	79,418
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	86,773	79,418

※平成22年9月期末自行預金には、オン・バランス・ネットリングの対象としたエクスポージャー13,445百万円を含んでおります。  
※平成23年9月期末自行預金には、オン・バランス・ネットリングの対象としたエクスポージャー23,094百万円を含んでおります。

○第2条第3項第5号(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。  
なお、当行の派生商品取引は、外国為替関連取引(先渡取引)と金利関連取引(金利スワップ取引)のみとなっております。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コストの額の合計額

[単位: 百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	グロス再構築コストの額	グロス再構築コストの額
派生商品取引	70	160
外国為替関連取引及び金関連取引	70	160
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	70	160

八. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 [単位：百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	与信相当額	与信相当額
派生商品取引	98	211
外国為替関連取引及び金関連取引	98	211
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	98	211

二. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から八に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から八に掲げる額を差し引いた額 [単位：百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
グロス再構築コスト及びグロスのアドオンの合計額…①	98	211
グロス再構築コスト額	70	160
グロスのアドオン額	27	51
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(△)…②	98	211
①から②を差し引いた額	0	0

ホ. 担保の種類別の額

当行では、派生商品取引において担保を利用しておりません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

当行では、派生商品取引において担保を利用しておらず、従って、担保による信用リスク削減を行っておりません。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行では、クレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減を行っておりません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行では、クレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減を行っておりません。

○第2条第3項第6号(証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(6)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)(i)早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額(ii)銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額(iii)銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーは該当ございません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

[単位：百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
基金債権	1,497	—
合計	1,497	—

(2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 [単位：百万円]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	1,497	11	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,497	11	—	—

(3)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額については該当ございません。

(4)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額については該当ございません。

○第2条第3項第8号(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

(1)上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)

(2)上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	中間貸借対照表額	時価	中間貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	16,156	—	15,489	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	2,942	—	2,979	—
合計	19,099	19,099	18,469	18,469

子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	中間貸借対照表額	時価	中間貸借対照表額	時価
子会社・子法人等	1,329	—	1,329	—
関連法人等	—	—	—	—
合計	1,329	—	1,329	—

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

[単位：百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
売却損益額	△297	△166
償却額	646	103

ハ. 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

平成22年9月期：中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は505百万円です。

平成23年9月期：中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は△909百万円です。

二. 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ございません。

ホ. 海外営業拠点有する銀行については、自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

当行は、海外営業拠点を有していないため、自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額については該当ございません。

ヘ. 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行は、標準的手法採用行であり、自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーについては該当ございません。

○第2条第3項第9号(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額)

当行は、標準的手法採用行であり、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額については該当ございません。

○第2条第3項第10号

(銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額)

[単位：百万円]

対象	平成22年9月期	平成23年9月期
円貨建(サムライ債含む)		
外貨建債券	2,407	2,846
投資信託		
預貸金等の金利リスク	3,991	5,270

※リスク量はVaR(バリュー・アット・リスク)により計測しております。

※算出の条件は以下のとおりです。

円貨建(サムライ債含む)：信頼区間99%、保有期間1カ月、観測期間1年

外貨建債券：同上

投資信託：同上

預貸金等の金利リスク：信頼区間99%、保有期間1年、観測期間1年

※預貸金等の金利リスクには、外貨建資産・負債は含んでおりません。